

諮問庁：国立大学法人上越教育大学

諮問日：平成30年2月9日（平成30年（独情）諮問第9号）

答申日：平成30年5月10日（平成30年度（独情）答申第3号）

事件名：特定年度前期試験判定資料一覧等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定年度学部入試（前期・後期・推薦）の合格者最低点分かる文書等」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙に掲げる文書1ないし文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは妥当であるが、特定年度の試験判定資料一覧（前期・後期・推薦）の本件対象文書を除く部分を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年10月18日付け越教大総第141号により、国立大学法人上越教育大学（以下「上越教育大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、受験番号及び高校名を除く部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

当該非開示部分は、各試験合格者の最低点以外の部分である。

確かに、審査請求人は、入試における合格者最低点分かる文書の公開を求めたものであり、非公開部分を除いても、その把握は可能である。しかしながら、公開決定は、公開請求の対象として特定された対象文書そのものについてなされるべきであり、特定された本件文書中に公開請求対象事項以外の事項が含まれているとしても、そのことを事実上の理由として非公開決定することは許されない。

本件について、例えば、合格者最低点は公開しても合格者最高点を公開できないとするのは、特定の個人が識別されるとかという理由からは到底正当化されないであろう。受験番号、高校名を除く部分については、それを公開しても、特定の個人が識別されるおそれはなく非公開決定は取り消

されるべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件開示請求等について

開示請求の内容は、学部の各試験の合格者最低点であるが、本学が保有する文書等としては各試験の「合格者判定資料一覧」がこれに当たる資料であり、これ以外に各試験の合格者最低点の記載された文書は存在せず、この資料の中の合格者最低点とその順位のみを開示したものである。

なお、合格者判定資料については、受験番号、センター試験の教科・科目ごとの得点、個別学力検査等の科目別得点、調査書、性別、都道府県名及び高校コード等の個人情報であり、法5条1号に該当するため、本学はそもそも不開示としているが、開示請求に基づき、該当部分に限り開示したところである。

よって、不開示決定が取り消されるべきという審査請求人の主張には応じられないと判断する。

#### 2 合格者判定資料を不開示とする理由について

上越教育大学情報公開開示・不開示審査基準の不開示情報の例示として、「学部入試・大学院入試等の答案及び合否判定資料」を掲げている。

合格者判定資料を不開示としているのは、例えば学部では、受験番号、都道府県名、性別、大学入試センター試験の教科・科目ごとの得点、個別学力検査等の得点などの情報を開示することにより、個人が特定される可能性だけでなく、データを積み重ねていくことによって合否ラインが明らかになり、単に合格するための分析や大学のランク付けが助長される可能性があることから、本学の「入学者受入れの方針」に示す学生を確保することを目的とした入試業務に支障をきたすおそれがあるためである。

#### 3 結論

以上のことから、本開示請求に係る法人文書の一部不開示とした原処分は妥当であり、原処分を維持することが適当であると判断する。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 同年4月9日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年5月8日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして、不開示

とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、公開決定は公開請求の対象として特定された対象文書そのものについてなされるべきである旨主張するとともに、本件不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書は、特定年度の試験判定資料一覧（前期・後期・推薦）のうち合格者最低点が記載されている部分（各1枚）であることが認められる。
- (2) そこで、当審査会において、諮問庁から、特定年度の試験判定資料一覧（前期・後期・推薦）の提示を受けて確認すると、当該判定資料一覧はそれぞれ複数枚で構成されており、原処分において本件対象文書として特定されたものは、当該判定資料一覧の一部にすぎないことが認められることから、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、確認させたところ、審査請求人が請求したのは、特定年度の入試における合格者最低点が分かる文書であったことから、特定年度の試験判定資料一覧（前期・後期・推薦）のうち、合格者最低点等が記載されている頁（各1枚）のみを特定し、その頁に記載された事項について不開示情報該当性を判断し、一部開示決定を行ったとのことであった。

しかしながら、法に基づく開示請求権の対象は法人文書であり、情報が一定の媒体に記録されたものであって、情報そのものではなく、法人文書の名称等により他の法人文書と識別できる程度に特定されたものが一つの文書であると解されることから、本件請求文書に該当する文書として、特定年度の試験判定資料一覧（前期・後期・推薦）の一部のみを特定した原処分には法の解釈適用の誤りがある。

- (3) したがって、特定年度の試験判定資料一覧（前期・後期・推薦）の本件対象文書を除く部分を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

## 3 不開示情報該当性について

- (1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3）において、教科・科目ごとの得点等を公にした場合、データの積み重ねにより、合否ラインが明らかになり、単に合格するための分析や大学のランク付けが助長され、入学者受入れ方針に示す学生を確保することを目的とした入試業務に支障を来すおそれがあると説明しており、これは不開示理由に法5条4号ハを追加するものと解されることから、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、この点につき、確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

本件対象文書には、各受験者についての①大学入試センター試験の科目ごとの得点、②論文試験及び実技検査の得点、③面接試験の判定結果並びに④調査書の判定結果等の情報があるため、これらの得点等のデータを積み重ねて分析することにより、足切り点等を含めた公になっていない入学試験の合格者判定基準が推測され、今後受験する学生や保護者等に誤解や憶測が生じ、これらの誤解や憶測に基づいた受験対策が講じられることとなる。このような事態が生じた場合、受験生の解答方法に影響を与えることとなり、入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号ハに該当する。

(2) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

ア 本件対象文書は、特定年度の学部入試における合格者を判定するための資料であり、本件不開示部分は、特定年度の試験判定資料一覧（前期・後期・推薦）のうち、各受験者についての①大学入試センター試験の得点、②実技検査等の得点、③調査書の評価及び④面接の評価等であることが認められる。

イ これらの情報は、学部入試における合格者を判定するための詳細な情報であるので、これらを公にした場合、足切り点等を含めた公になっていない入学試験の合格者判定基準が推測され、今後受験する学生や保護者等に誤解や憶測が生じ、これらの誤解や憶測に基づいた受験対策が講じられることにより、受験生の解答方法に影響を与え、入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記(1)の諮問庁の説明は否定し難い。

ウ したがって、本件不開示部分は法5条4号ハに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号及び4号ハに該当することから不開示とすべきとしている部分は、同号ハに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、特定年度の試験判定資料一覧（前期・後期・推薦）の本件対象文書を除く部分を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（本件対象文書）

- 文書 1 特定年度の前期試験判定資料一覧（3 頁目）
- 文書 2 特定年度の後期試験判定資料一覧（2 頁目）
- 文書 3 特定年度の推薦試験判定資料一覧（2 頁目）